

熊本県森林の無断伐採及び無届伐採防止に関する情報等の取扱要領

(令和4年(2022年)2月24日 森整第988号)

最終改正

(令和5年(2023年)3月16日 森整第796号)

1 目的

「森林の無断伐採及び無届伐採防止に関する九州連携実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)第4(1)アに係る情報(以下、「情報」という。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1号に基づく個人情報に該当するため、適切に取り扱う必要があることから、熊本県(以下、「県」という。)における情報の取扱い及びその留意点を定める。

2 情報の活用について

情報は、県と市町村間で共有し、無断伐採事案防止のためにのみ利用する。

また、市町村は、以下により無断伐採等事案の防止図られるよう情報を活用するものとする。

(1) 伐採等届出受理時

森林所有者及びその他権原に基づき森林の立木の伐採を行う者(以下、「伐採業者等」という。)から伐採等届出があった場合、当該取組により共有している情報により、当該伐採業者等の無断伐採事案の記録の有無について確認する。

(2) 記録が確認された場合

当該伐採業者等に対し、境界の確認が確実に行われているか、森林所有者からの同意は取れているか等を届出の添付書類及び当該業者等への聞き取りにより確認する。

さらに、過去の対応事例を踏まえ、書類の不備等に対する適切な指導を行う。

3 情報の提供方法

(1) 実施主体間の情報提供

森林整備課は、実施要綱第3に定める実施主体(以下、「実施主体」という。)間の情報提供を別紙様式1(以下、「様式」という。)により行う。

(2) 市町村から県への情報提供

ア 市町村は、無断伐採等を行った伐採業者等に対し、文書により指導等を行った場合は、その都度、広域本部に様式にて情報提供する。

なお、市町村から県への情報提供は、各市町村における個人情報の取り扱い方針を鑑みて可能な範囲で行う。

イ 各広域本部は、市町村等から情報提供があった都度、様式にて、森林整備課に報告する。

(3) 県から市町村への情報提供

森林整備課は、3(2)イにより報告を受けた当該情報が、実施要綱第4(1)ア(ア)に該当する場合は、様式にて広域本部を通じ、市町村へ情報提供する。

また、県が実施主体から得た情報も同様に、広域本部を通じて市町村へ情報提供を行うものとする。

4 パトロール活動について

実施要綱第4(1)イ(ア)で定めるパトロール活動とは、関係者が行う現地巡回のほか、衛星画像による伐採地抽出システムを活用した無断伐採等の調査を含むものとする。

5 伐採等届出済標識等の掲揚について

実施要綱第4(1)イ(イ)で定める伐採等届出済標識又は伐採旗の掲揚については、「伐採及び伐採後の造林の届出制度等における届出旗の設置取扱要領」(平成28年8月25日森整第533号)によるものとする。

附則

この要領は令和4年(2022年)3月16日から施行する。

この要領は令和5年(2023年)3月16日から施行する。